

写真貼付
完全に貼付して下さい
(9cm以上×2.4cm以上)
広島県運転免許
センター 運転
免許証の持参
写真規定と
同等の写真



玉掛技能講習申込書

※申込後の返金はありませんので、ご注意ください。
※受講可能期間は振込み後1年間まで有効。振込み後の受講者の変更は出来ません。

フリガナ		テクノ教習センター長様	申込日	年	月	日
フリガナ		生年月日				
氏名	印		昭和	年	月	日生
	平成					
	住民票又は、自動車運転免許証等が旧姓等が併記されている方のみ					
フリガナ		フリガナ()				
フリガナ		旧姓等併記希望 有・無	旧姓等()			
※ 旧姓等併記の場合は「免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙」に 旧姓等が併記されている住民票又は、自動車運転免許証等のコピーの貼付けが必要です。						
フリガナ						
住所		〒				
自宅電話番号		() -	携帯電話番号	- -		

建設助成金を利用 する・しない

※受講日の2週間前までにテクノに建設助成金申請書を提出していただき、受講後にテクノに受講修了のご連絡をお願いいたします。会社に書類を郵送いたします。

勤務先 又は 学校			電話 () -
所在地	〒		

※ 下記の該当するコースの印欄及び条件の数字に○印を付けて下さい。

○欄	コース	条件
	Aコース	免除のない方【3日】【19時間】
	給付金 Aコース	教育訓練給付金制度対象(Aコース全受講)【3日】
	Bコース	クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許がある方 床上操作式クレーン、又は小型移動式クレーン運転技能講習証がある方【3日】

講習受 講習日	1日目	/	テクノ 営業 担当	※テクノ記入欄		料金の納入	
	2日目	/		振込・現金	/	¥	印
	3日目	/		会社・個人	No,		

申し込み後、他の講習・コースに変更、受講者の変更、受講料の返金はありません。 2022年09月08日改定

受講日の1週間前までに必要書類を提出・入金完了していない場合は受講できません。
消せないボールペンで記入してください。消えるボールペンは不可
講習料金・日程・講習内容等については、予告なく改定・変更することがあります。了承の上、お申込みして下さい。
受講日より6ヶ月を過ぎると最初から受講しなければなりませんので注意してください。
本人確認ができるもの(免許証、住民票等)を持参してください。
天候・天災により日程が変更、途中で中止する場合がありますので、ご了承ください
テクノ教習センターは送迎を行っておりません。
二輪車・自動車等で来校ください。(駐車場完備)
「免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙」に必要な書類を貼り、必ず添付して申込してください。
虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。
厚生労働省(基発1010第4号)に基づき当社では外国人労働者の受講許可を得てない為、外国人労働者は受講できません。
受講の一部免除を受ける方は、免除となるための免許証、技能講習修了証が必要です。

※ 持参するもの
印鑑・筆記用具(えんぴつ・消しゴム・色ペン等)・タオル・雨具・ヘルメット(貸出有)
・長袖の上着・長ズボン・運動靴又は作業靴(サンダル等不可)・笛(鳴子入※ホイッスル不可 ※当校にて販売してます)・革手袋(※当校にて販売してます)・電卓(携帯電話不可)
・当校で修了証を取得された方は修了証を持参してください。

住民票(コピー)貼り付け のりしろ
※A4用紙の上部、角を合わせて貼り付けてください。
この斜線の枠ではなく用紙そのものの角に合わせて貼り付けてください。

免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙 ※コピーした物

住所の確認が必要です。テクノの技能講習・特別教育・安全教育・特例講習 いずれかの修了証 又は 自動車免許証を貼り付けてください。

※免許証がない場合は住民票を貼り付けてください。

表	裏
① テクノ自動車学校で取得した(他社は無効)技能講習・特別教育・安全教育・特例講習いずれかの修了証のコピーを貼り付けてください。	
② 自動車運転免許証、又は住民票(本籍の記載・マイナンバーは不要です)のコピーを貼り付けてください。	

免除に必要な書類貼り付け枠

現在 取得されている技能講習修了証・自動車運転免許証等のコピーを貼り付けてください。

免除項目に該当しない場合は貼り付ける必要はありません。

行政処分中(運転免許停止処分、取消処分)は受講できないコースがあります。

表	裏

表	裏

<<重要>>

住所確認書類及び免除用書類貼り付けその他必要書類に虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。